

下北地域広域行政事務組合総合評価一般競争入札実施要綱

令和6年5月15日

下北地域広域行政事務組合告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、下北地域広域行政事務組合が発注する事業（以下「事業」という。）のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 総合評価落札方式の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 入札価格のほかに企業の施工能力等を総合的に評価することが適当と認められるもの。
- (2) その他総合評価一般競争入札によることが適当と認められるもの。

(落札者決定基準)

第3条 管理者は、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）として、対象となる事業ごとに、評価項目及び評価基準その他必要な事項を定めるものとする。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 管理者は、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）への意見聴取を行うものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準により落札者を決定しようとするときに、改めて意見聴取する必要があるとの意見が述べられた場合には、学識経験者から意見聴取するものとする。

3 学識経験者は2人以上とし、管理者が選任する。

(総合評価審査委員会の設置)

第5条 管理者は、総合評価一般競争入札を実施する場合は、別に定めるところにより総合評価審査委員会を設置するものとする。

(入札の公告)

第6条 総合評価一般競争入札を行うときは、下北地域広域行政事務組合財務規則（平成29年規則第2号）第105条に定める事項のほか、入札の公告又は入札の通知書（当該入札に係る入札説明書及び特記仕様書を含む。）に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の対象となる事業であること。
- (2) 評価項目及び評価基準
- (3) その他必要と認める事項

(総合評価の方法)

第7条 第3条に規定する評価の方法は、入札参加資格者の実績評価点及び技術提案評価点に、価格評価点を加えて得た総合評価点をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 総合評価一般競争入札においては、総合評価点の最も高い者を落札者として決定する。この場合において、総合評価点の同じ者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(入札結果の公表)

第9条 管理者は、対象事業の入札結果について、落札者の決定後速やかに公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合評価一般競争入札に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。